

第2期小金井市
成年後見制度利用促進基本計画
(案)

(令和8年度～令和11年度)

令和●年●月
小金井市

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の評価・見直し	2
第2章 成年後見制度を取り巻く状況	3
1 成年後見制度の利用状況	3
2 小金井市権利擁護センター	4
3 前計画期間の取組状況	4
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本施策	7
3 施策体系	8
第4章 施策の展開	9
基本施策Ⅰ 中核機関の運営及び機能拡充	9
基本施策Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	11
基本施策Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実	12
基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援	14
資料	15
1 策定経過	15
2 各委員名簿	16

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と目的

成年後見制度は平成12(2000)年に発足し、小金井市では、令和3(2021)年に計画期間を5年間とした小金井市成年後見制度利用促進基本計画(以下「前計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画(以下「本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下、「成年後見制度利用促進法」という。)第14条第1項に基づく市町村計画です。

また、本市の「第3期小金井市保健福祉総合計画」に含まれる、地域福祉計画、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画、健康増進計画(第3期)との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とし、「小金井市地域福祉計画」の改訂時に、国の動向等を踏まえて見直しを行います。

4 計画の評価・見直し

小金井市権利擁護センター運営等審査会(以下「運営等審査会」という。)において、取組状況についての点検・評価等を継続的に行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

第2章 成年後見制度を取り巻く状況

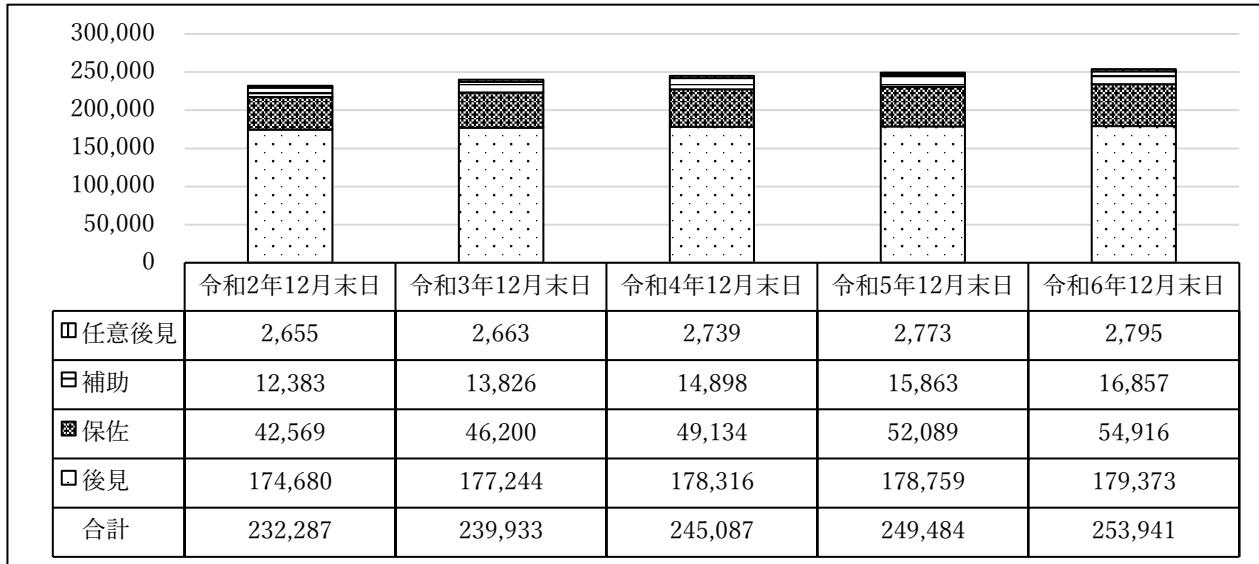
I 成年後見制度の利用状況

令和6(2024)年12月末日時点における成年後見制度(任意後見・補助・保佐・成年後見)の利用者数は全国で253,941人と、毎年増加が続いています。

同時点の小金井市における利用者数は228人と、全国の推移と同じく毎年増加が続いています。

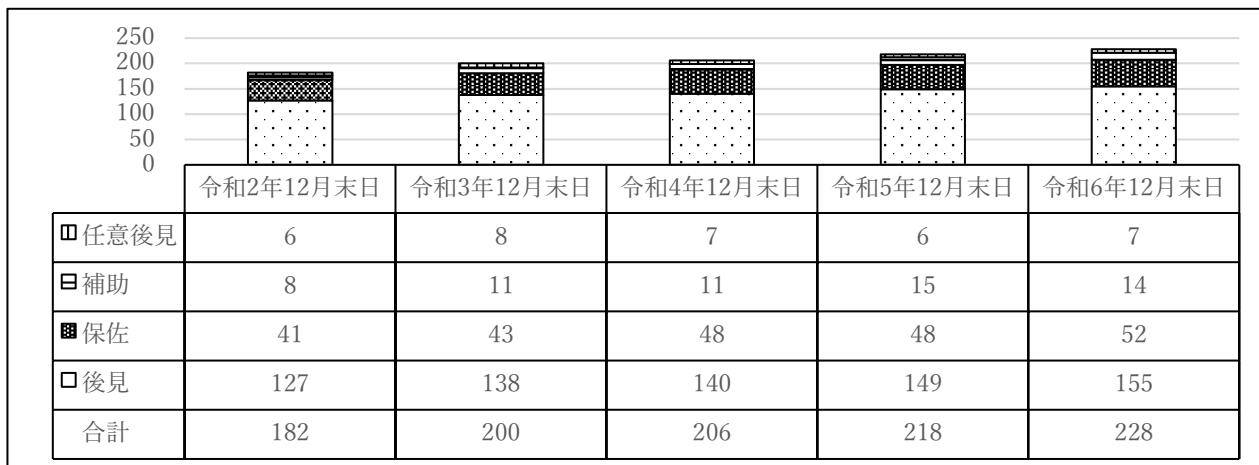
成年後見制度の利用者数推移（令和2年～令和6年）

【全国】



資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」（令和7年5月）

【小金井市】



資料：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」（各年）*1

*1 当該資料は、東京家裁(立川支部を含む。以下同じ。)が管理している本人数を集計したもの。対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

2 小金井市権利擁護センター

小金井市においては、小金井市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)が平成17(2005)年10月に小金井市及び東京都社会福祉協議会から「小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい」を受託し、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を開始しました。その後、平成20(2008)年4月から、東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業における「成年後見制度推進機関」として活動してきました。

小金井市における成年後見制度の相談・支援件数は、年間766件(令和6年度)であり、毎年増減を繰り返しながら、相談・支援に応じている状況です。

また、地域福祉権利擁護事業の契約者は、122名(令和7年3月31日現在)であり、成年後見制度の利用者予備軍ともいえる方が多い状況です。

3 前計画期間の取組状況

(I) 中核機関の運営及び機能拡充

① 小金井市権利擁護センター運営等審査会

弁護士、医師、福祉・保健関係者、行政関係経験者、司法書士、社会福祉士、行政書士、関係行政機関の委員によって構成され、社会福祉協議会が運営しています。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用相談における困難ケースについての検討を行い、助言、指導を実施しています。前計画により機能を拡充し、地域連携ネットワーク協議会と兼ねて開催できるとなったものの、現状では協議会としての開催は実施されておらず、中核機関^{*2}として対応しているケースについて、運営等審査会で協議しました。

② 支援会議の実施

多問題家族のケースで、多機関の支援を調整する必要のあるケースについて支援会議を実施しました。

③ 受任者調整（マッチング）

被後見人等の受任者調整は運営等審査会の中で実施しました。運営等審査会の開催のタイミングに合致したケースのみ検討・調整をしているため、他のケースは報告のみ行いました。

④ 職員の配置、専門性の向上

中核機関を担う専門性を持つ専従の常勤職員の配置ができていない中で随時、各種研修に参加し、職員の資質向上に努めました。

*2 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制

⑤ 法人後見の推進

権利擁護センターでは、専従の相談員の配置ができず、法人後見の受託には至りませんでしたが、後見監督人は2件受任しました。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

① 関係機関連絡会

小金井市民生委員児童委員協議会、小金井警察署、小金井市介護事業者連絡会、小金井市悠々クラブ連合会、小金井市障害者地域自立生活支援センター、小金井市精神障害者地域生活支援センター、小金井市障害者就労支援センター、経済課、地域福祉課で構成し、情報提供及び関係機関の連携を図るため、年1回開催しました。

② 親族後見人のつどい

権利擁護センターみたか(三鷹市)と共に、親族後見人等を対象とした交流・研修会を年に2回開催しました。市民後見人候補者への周知も行いました。

③ 専門職後見人連絡会

専門職登録・紹介事業に登録されている弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、ならびに登録を希望する専門職後見人を対象として、年に2回連絡会を開催し、情報提供や情報交換の場を設けて実施しました。

④ 既存の会議への参加

小金井市権利擁護センター(以下「権利擁護センター」という。)では、福祉関係者との顔の見える関係づくりをすすめるため、小金井市地域自立支援協議会、小金井市精神保健福祉連絡協議会等に委員として参加しました。

(3) 権利擁護支援を支える機能の充実

① 利用促進機能

市長申立以外の案件における申立費用の助成を、権利擁護センターにて実施しました。成年後見人等の報酬助成については、市長申立案件は介護福祉課及び自立生活支援課にて実施し、市長申立以外の案件を権利擁護センターにて実施しました。

② 相談機能

権利擁護に関する相談(福祉サービス等利用援助相談、成年後見制度利用相談等)や苦情受付相談等の従来の相談事業に加え、後見人等実務相談及び任意後見・老いじたく相談を開始しました。

(単位：件)

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉サービス等利用援助相談	8, 594	9, 921	9, 727	9, 624
成年後見制度利用相談	619	614	528	766
苦情受付に関する相談	0	1	1	1
後見人等実務相談	—	15	30	26
任意後見・老いじたく相談	—	—	56	116

③ 広報機能

- ・ 「福祉こがねい」や「わたしの便利帳」、「高齢者福祉のしおり」等の広報物やホームページにて、情報発信を実施しました。
- ・ 成年後見制度の啓発を目的とし、「老いじたく」をテーマとした、成年後見制度、任意後見制度についての講演会を実施しました。相談会では各回、行政書士、司法書士が相談にあたりました。
- ・ 出前講座での講師派遣を実施しました。

(4) 担い手の育成及び支援

市民後見人の育成と支援

- ・ 7市(東村山市、小平市、武蔵野市、東久留米市、西東京市、三鷹市、小金井市)社協・福祉公社(推進機関)合同で、後見人等(市民後見人)候補者養成講習及びフォローアップ講習を開催しました。
- ・ 市民後見人の登録・推薦をしました。

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

本市の福祉と健康分野における上位計画である地域福祉計画では、「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を基本理念に掲げ、基本理念の実現に向けた「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、「地域活動の活性化」の3つの基本目標を定め、施策の展開を図っています。地域福祉計画において、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援については、3つの基本目標のうちの一つである「福祉のまちづくり」実現のための施策に位置付けられています。地域福祉計画の理念を踏まえ、本計画では「福祉のまちづくり」を基本理念とします。

また、本計画では、成年後見制度利用促進法における基本理念や国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、引き続き成年後見制度が必要な認知症高齢者や障がい者等及びその家族を対象に、自分らしく地域で生活していくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し、総合的かつ計画的に推進していきます。

【基本理念】

福祉のまちづくり

2 基本施策

基本理念に基づき、本計画期間においては、特に次のことを進めていきます。

【基本施策】

- 基本施策Ⅰ 中核機関の運営及び機能充実
- 基本施策Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 基本施策Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実
- 基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援

3 施策体系

基本理念	基本施策	施策の展開	
福祉のまちづくり	I 中核機関の運営及び機能充実	I 中核機関の円滑な運営	(1) 運営等審査会 (2) 支援検討会議
		2 家庭裁判所との連携	(1) 後見人の推薦及び交代の調整
		3 法人後見の推進	(1) 法人後見の推進
			(2) 後見監督の実施
	II 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	I 地域連携ネットワークの強化	(1) 地域連携ネットワーク協議会 (2) チーム支援会議 (3) 専門職後見人連絡会 (4) 親族後見人のつどい
	III 権利擁護支援を支える機能の充実	I 利用促進機能の充実	(1) 成年後見制度利用支援事業の統一化と拡充 (2) 市長申立の実施 (3) 地域福祉権利擁護事業との連携強化
		2 相談機能の充実	(1) 福祉サービス利用援助相談 (2) 成年後見制度利用相談 (3) 任意後見・老いじたく相談 (4) 頼れる身寄りがない高齢者又は障がい者等への相談支援
		3 広報機能の充実	(1) 成年後見制度市民啓発講演会 (2) 成年後見制度相談会 (3) 出前講座 (4) 広報活動の推進
	IV 担い手の育成及び支援	I 市民後見人の育成と支援	(1) 市民後見人養成基礎講習 (2) 市民後見人フォローアップ講習 (3) 市民後見人の活用
		2 後見人への支援	(1) 親族後見人への支援 (2) 専門職後見人への支援

第4章 施策の展開

基本施策Ⅰ 中核機関の運営及び機能拡充

施策の展開Ⅰ 中核機関の円滑な運営

施策名	施策内容	担当
(1) 運営等審査会	小金井市では、権利擁護センターを本市の成年後見制度利用促進に係る中核機関に位置付けています。権利擁護センターに運営等審査会を設置し、当センターが適切で公平に運営されているかを審査・検討し、地域における権利擁護支援体制の質と適正性を確保します。	地域福祉課 社会福祉協議会
(2) 支援検討会議 (★新)	権利擁護支援が必要な方の多様なニーズ・課題に対応するため、新たに支援検討会議を実施します。 支援検討会議では、①受任者調整(市民後見人の選定含む)、②後見支援方針の検討、③後見選任後のモニタリングを行います。後見人等の候補者の適切な推薦や必要に応じ、支援内容の検討をします。	地域福祉課 社会福祉協議会

施策の展開Ⅱ 家庭裁判所との連携

施策名	施策内容	担当
(1) 後見人の推薦及び交代の調整	家庭裁判所と十分に情報を共有し、連携をすすめ、地域連携ネットワークや支援検討会議による後見人の推薦及び交代の調整機能を充実させます。	社会福祉協議会

施策の展開Ⅲ 法人後見の推進

施策名	施策内容	担当
(1) 法人後見の推進(★拡充)	長期にわたりサポートが必要な方に対して、後見業務が途切れることのないよう、個人ではなく法人が後見業務を担う「法人後見」を推進します。 そのため、社会福祉協議会が法人後見を実施できる体制を整備します。 また、法人後見の受任に合わせ、「意思決定サポート(仮称)」として、市民後見人養成講座修了者の活用を検討します。	地域福祉課 社会福祉協議会

施策名	施策内容	担当
(2) 後見監督の実施	市民後見人の活動が安定的かつ円滑に行えるよう、必要に応じて社会福祉協議会が後見監督人を受任します。	地域福祉課 社会福祉協議会

基本施策Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

施策の展開Ⅰ 地域連携ネットワークの強化

施策名	施策内容	担当
(1) 地域連携ネットワーク協議会(★拡充)	医療・福祉・法律・消費者相談等の多職種・多機関協働のため、地域課題について協議する場を設けます。既存の会議体の活用を含め、開催の仕方を検討します。	地域福祉課 社会福祉協議会
(2) チーム支援会議(★新)	権利擁護支援が必要な人(本人)の意思、および価値観を継続的に把握するために、本人を中心とした「権利擁護支援チーム」を形成します。チーム支援会議を開催しチームの自立を推進します。	社会福祉協議会
(3) 専門職後見人連絡会	後見人同士の情報交換や支援力の向上を目的に、専門職後見人連絡会を開催します。	社会福祉協議会
(4) 親族後見人のつどい	親族後見人を対象に、安心して孤立することなく、本人に寄り添った後見活動が行えるよう、悩みや工夫を共有する場として、「親族後見人のつどい」を開催します。	社会福祉協議会

基本施策Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実

施策の展開Ⅰ 利用促進機能の充実

施策名	施策内容	担当
(1) 成年後見制度利用支援事業の統一化と拡充(★拡充)	<p>成年後見制度の利用促進のため、所管部署や実施機関によって異なる申立費用助成や後見人等への報酬助成制度の内容を見直し、利用やすく一体的な制度となるよう推進します。</p> <p>また、助成対象者の基準についても再検討を行い、財源の確保を進めます。</p>	自立生活支援課 介護福祉課 地域福祉課 社会福祉協議会
(2) 市長申立の実施	成年後見制度の利用を必要としながらも、申し立てする者がいない方について、市長申立を円滑に進める体制を整備します。	自立生活支援課 介護福祉課 地域福祉課 社会福祉協議会
(3) 地域福祉権利擁護事業との連携強化(★拡充)	<p>権利擁護支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、地域福祉権利擁護事業の実施体制を強化します。</p> <p>また、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への適切な移行を図ります。</p>	地域福祉課 社会福祉協議会

施策の展開Ⅱ 相談機能の充実

施策名	施策内容	担当
(1) 福祉サービス利用援助相談(★拡充)	地域福祉権利擁護事業の利用相談者数の増加に伴う、待機者数の増加や待機期間の長期化といった課題を解消し、本事業の利用が必要な方々に適切なサービスを提供するため、体制を強化します。	社会福祉協議会
(2) 成年後見制度利用相談	<p>安心して成年後見制度を活用できるよう、情報提供や制度の選択、申立方法、手続き支援、制度利用後のフォロー等を実施し、身近な窓口としての機能を充実させます。</p> <p>また、成年後見制度の利用に関する苦情等についても十分に聴き取り、内容を確認のうえ、家庭裁判所や専門職団体、福祉・医療サービス事業者と連携し、適切に対応します。</p>	社会福祉協議会
(3) 任意後見・老いじたく相談	人生設計における本人の意思の反映と尊重を重視し、任意後見制度の利用促進を図るため、制度の周知・広報活動を強化します。さらに、任意後見や老いじたくに対応することを目的とした、専門職による相談窓口を設置します。	社会福祉協議会

施策名	施策内容	担当
(4) 頼れる身寄りがない高齢者又は障がい者等への相談支援(★新)	家族や親族がない、または家族や親族がいても必要な支援を受けることが出来ない高齢者又は障がい者等が、日常生活を送る上で、将来発生する可能性のある医療や福祉に関する諸問題について、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の案内をはじめとする必要な情報提供や相談支援を行います。そのための体制を整備します。	地域福祉課 社会福祉協議会

施策の展開3 広報機能の充実

施策名	施策内容	担当
(1) 成年後見制度市民啓発講演会	成年後見制度の理解を深めるために、成年後見制度、任意後見制度、老いじたくなどに関する講演会を実施します。	社会福祉協議会
(2) 成年後見制度相談会	専門職による相談会を講演会と併せて実施します。個別相談を通じて制度への理解を深め、市民の不安を軽減し、成年後見制度が必要になった際に適切に利用できるよう支援することを目的としています。	社会福祉協議会
(3) 出前講座	制度の利用促進・啓発を目的に、関係機関や町会・自治会、当事者団体、ボランティア・市民活動団体等の集まりにおいて、出前講座を実施します。	社会福祉協議会
(4) 広報活動の推進	既存の広報活動に加え、情報へのアクセスが難しい高齢者や障がい者等への周知方法を工夫します。	地域福祉課 社会福祉協議会

基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援

施策の展開Ⅰ 市民後見人の育成と支援

施策名	施策内容	担当
(1) 市民後見人養成基礎講習	市民後見人養成基礎講習を隔年で実施し、市民後見人を養成します。	社会福祉協議会
(2) 市民後見人フォローアップ講習	市民後見人養成基礎講習修了生を対象に、隔年でフォローアップ講習を実施し、登録している市民後見人養成講座修了生の資質向上に努めます。	社会福祉協議会
(3) 市民後見人の活用(★拡充)	<p>地域住民が地域住民を支えることや、本人に寄り添い、丁寧に意思決定をサポートする後見人を選任するという観点から、市民後見人の活用が期待されている状況を踏まえ、市民後見人の活動を支援します。</p> <p>また、社会福祉協議会が法人後見を受任した際には、被後見人の意思決定支援を行う「意思決定サポートー(仮称)」としての活用を検討します。</p>	社会福祉協議会

施策の展開Ⅱ 後見人への支援

施策名	施策内容	担当
(1) 親族後見人への支援	「親族後見人のつどい」の実施等を通じて、親族後見人等が安心して本人の意思決定支援や財産管理等を安定して継続できるよう、後見活動を継続的にサポートします。	社会福祉協議会
(2) 専門職後見人への支援(★拡充)	<p>専門職後見人による後見活動が円滑かつ適切に進むよう支援します。</p> <p>また、後見人等への報酬助成制度の見直しを進め、専門職後見人の活動が安定して継続できるよう進めます。</p>	地域福祉課 社会福祉協議会

資料

I 策定経過

(1) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年6月24日	前計画の評価、課題、本計画案の構成について検討
第2回	令和7年8月26日	本計画案の構成・骨子策定
第3回	令和7年10月28日	本計画案の内容確認
第4回	令和7年12月19日	本計画案の最終修正・確認

(2) 小金井市権利擁護センター運営等審査会

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年5月23日	本計画策定の流れについて説明。
第2回	令和7年7月25日	進捗状況報告
第3回	令和7年9月29日	進捗状況報告
第4回	令和7年11月27日	本計画案を提示、助言・意見集約
第5回	令和8年1月26日	進捗状況報告
第6回	令和8年3月24日	本計画報告

(3) 小金井市地域福祉推進委員会

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年11月27日	本計画案を審議
第2回	令和8年3月●●日	本計画を策定

(4) パブリックコメント

令和8年1月15日～2月16日実施予定

2 各委員名簿（敬称略）

(1) 小金井市権利擁護センター運営等審査会

No.	委員氏名	選出区分
1	福島 喜代子	保健福祉学識経験者
2	藤原 康弘	司法書士
3	富永 智一	医師
4	原田 真	弁護士
5	吉岡 博之	保健福祉関係者
6	小林 レイ子	社会福祉士
7	久保 晶子	行政書士
8	根本 礼太	行政関係者

(2) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会

No.	委員氏名	選出区分
1	福島 喜代子	保健福祉学識経験者
2	藤原 康弘	司法書士
3	原田 真	弁護士
4	小林 レイ子	社会福祉士
5	久保 晶子	行政書士
6	根本 礼太	行政関係者

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）
令和●年●月

発行 小金井市

編集 福祉保健部地域福祉課地域福祉係

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042(387)9915

FAX 042(384)2524
